

# 奈良市公報

第 3 0 9 号

平成26年9月前半分

平成27年1月9日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務がバンス課長  
印刷所 株式会社 明新社

## 目 次

### 告 示

- 奈良市議会定例会の招集…………… 1
- 一般競争入札の実施（5件）…………… 1
- 平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）…………… 2
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 4
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 4
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 予防接種の実施の一部改正…………… 5
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 6
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 住居番号の設定…………… 8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 一般競争入札の実施…………… 11
- 指定管理者の公募…………… 12
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 12
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 一般競争入札の実施…………… 13
- 公 営 企 業**
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 13
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 13
- 奈良市企業局指定給水装置工事業業者の指定…………… 14
- 教 育 委 員 会**
- 奈良市指定文化財の指定の解除…………… 14
- 選 挙 管 理 委 員 会**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 14
- 農 業 委 員 会**
- 農地部会の招集…………… 14

## 告 示

### 奈良市告示第598号

平成26年9月8日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

(平成26年9月1日揭示済)

### 奈良市告示第599号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

大和中央道（敷島工区）街路新設工事はか35件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年9月1日揭示済)

### 奈良市告示第600号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（中之庄町地内・東部第256号線他）

ほか1件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成26年9月1日揭示済）

**奈良市告示第601号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 汚泥再生処理施設点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年1月30日までとする。
- (4) 業務概要 破砕機点検補修修繕一式  
膜分離装置点検補修修繕一式  
脱水機点検補修修繕一式  
蒸気冷却塔点検補修修繕一式  
硝化液循環ポンプ点検補修修繕一式  
脱臭用ファン点検補修修繕一式  
きょう雑物搬送装置No.2点検補修修繕一式  
汚泥乾燥装置真空ポンプ点検補修修繕一式  
前処理設備（し尿用）点検補修修繕一式
- (5) 予定価格 27,257千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成26年9月1日揭示済）

**奈良市告示第602号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第2工区 第3段電気透析膜取替その他

修繕

- (2) 業務場所 奈良市米谷町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月20日までとする。
- (4) 業務概要 第3段電気透析膜取替その他一式
- (5) 予定価格 11,730千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成26年9月1日揭示済）

**奈良市告示第603号**

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 あやめ池小学校校舎改築その他工事
- (2) 工事場所 奈良市あやめ池南九丁目939番地の39
- (3) 工期 契約の日から平成27年3月31日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式  
校舎【前期・給食棟】  
【後期・教室棟】  
鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨造  
建築面積（993.31㎡）  
延床面積（2,536.87㎡）  
電気設備工事一式  
機械設備工事一式  
外構工事一式  
既設給食棟解体撤去工事一式  
既設擁壁補強工事一式
- (5) 予定価格 757,131千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 652,953千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成26年9月1日揭示済）

**奈良市告示第604号**

平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5

第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成26年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

1 入札(見積り)に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成24・25・26年度分の市・県民税(法人は法人市民税)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成24・25・26年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

- ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間及び時間

- (1) 受付期間  
平成26年 9月 1日～平成26年10月31日
- (2) 受付時間  
午前 9時30分～正午、午後 1時30分～午後 4時

3 受付場所及び申請方法

- (1) 受付場所  
奈良市役所庁舎北棟 5階契約課

(2) 申請方法

市内業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、**持参申請**のみ受け付けます。

準市内・市外業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、**送付申請**もしくは**持参申請**で受け付けます。

※1 持参受付の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に**連絡先・担当者名を明記し82円切手貼付の返信用封筒**をお持ちください。

※2 送付受付は、受付期間最終日までの消印有効とします。また入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、**連絡先・担当者名を明記し82円切手貼付の返信用封筒を 2通 同封してください。(それぞれに切手が必要です。)**

4 送付先

〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所会計契約部契約課 物品入札担当

5 登録有効期間

入札参加資格審査結果通知日～平成27年 3月31日

6 その他留意事項

- (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
- (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。**なお、新規に登録された方は、原則として今年度は入札参加を留保します。**
- (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (7) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明

1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調査 (第2号様式の1) (第2号様式の2)	○	○	
3	契約実績調書 (第3号様式の1) (第3号様式の2)	○	○	年間販売高・契約実績は過去2年間について記入して下さい。
4	資格(技術)者等調書 (第4号様式の1) (第4号様式の2)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。  例－警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等
5	使用印鑑届(第5号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状(第6号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
7	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
8	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9	納税証明書(写し可)  *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…3年分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…3年分  *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成24・25・26年度分の市・県民税及び固定資産税 (市民税課で証明)  税務署で証明 e-tax電子納税証明書可 (CDで提出)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ■国民健康保険料…3年分		○	個人 平成24・25・26年度分の国民健康保険料 (国保年金課で証明)
10	調査票	○	○	
11	誓約書	○	○	
(注) ・○印は、必ず提出するもの ・△印は、必要な方のみが提出するもの ・提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。				

以下省略  
(平成26年9月1日掲示済)

**奈良市告示第605号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

1 指定年月日 平成26年9月1日

の法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101985	株式会社福丸	619-0214	京都府木津川市木津殿城90-6	介護相談センター福丸	631-0806	奈良県奈良市朱雀六丁目1-14 コンフォート朱雀II3-A	同行援護
2920100258	株式会社サンケア	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目6-33(2階)	サンファミリー	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目5-20-401号・402号・403号	共同生活援助
2920100241	合同会社しあわせ工房	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町35-2中田ビル101	グループホーム桜笑	630-8113	奈良県奈良市法蓮町403-1ジュネス新大宮101	外部サービス利用型共同生活援助
2910102272	合同会社しあわせ工房	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町35-2中田ビル101	ショートステイ桜笑	630-8113	奈良県奈良市法蓮町403-1ジュネス新大宮101	短期入所

(平成26年9月1日掲示済)

**奈良市告示第606号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 平成26年 9月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100587	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	こぶしの会相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	計画相談支援

(平成26年 9月 1日掲示済)

たので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成26年 9月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第607号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました

1 指定年月日 平成26年 9月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100802	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	こぶしの会相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	障害児相談支援

(平成26年 9月 1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成26年 9月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第608号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定有効期限
2910101092	株式会社カームネスマイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀5-20-6 ガーデンシティ201	カームネスマイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀5-20-6 ガーデンシティ201	居宅介護	平成32年 7月15日
2910101092	株式会社カームネスマイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀5-20-6 ガーデンシティ201	カームネスマイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀5-20-6 ガーデンシティ201	重度訪問介護	平成32年 7月15日
2910101100	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚ノ川町50-1	デリカテッセンイーハートヴ	631-0064	奈良県奈良市帝塚山南4-11-14	就労移行支援（一般型）	平成32年 8月31日

(平成26年 9月 1日掲示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年 9月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第609号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者からの事業を廃止

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術者の名称	施術者の所在地		
荒木 秀伸		あんま	平成26年 7月31日
訪問マッサージ祥あん(荒木 秀伸)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成26年 9月 1日掲示済)

により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年 9月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第610号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術者の名称	施術者の所在地		
尾崎 友昭		あんま	平成26年 8月 1日
訪問マッサージ祥あん(尾崎 友昭)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成26年 9月 1日掲示済)

平成26年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成26年 9月 1日

**奈良市告示第611号**

奈良市長 仲川元庸  
次のよう省略  
(平成26年9月1日揭示済)

奈良市告示第612号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46

条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。  
平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106627	奈良市学園大和町五丁目2番地 松本ビル103号	GoLive訪問介護ステーション	大阪府堺市北区黒土町113番地の10	有限会社GoLive	平成26年9月1日
2970106403	奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号室	てまり	奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号室	株式会社てまり	平成26年9月1日
2970106635	奈良市西大寺宝ヶ丘2番14-205号	吉田病院ショートステイ	奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	社会医療法人平和会	平成26年9月1日
2970106619	奈良市今小路町29番1	あすならホーム今小路ショートステイ	大和郡山市宮堂町字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成26年9月1日

(平成26年9月1日揭示済)

奈良市告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定【居宅介護支援】

により、指定居宅介護支援事業者を廃止しましたので、同法第85条第2号の規定により公示します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105082	奈良市菅原町474-5-107号室	えがおをそえて	奈良市南京終町五丁目377-121	株式会社 ゆか	平成26年8月31日

(平成26年9月1日揭示済)

奈良市告示第614号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年9月1日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項

- 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

- 連絡先  
奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表  
(平成26年9月1日揭示済)

奈良市告示第615号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年9月2日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年 9月 2日 掲 示 済)

**奈良市告示第616号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 9月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年 8月11日 奈良市指令都整開 第14A-13号

平成26年 8月20日 奈良市指令都整開 第14A-13-

1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年 9月 3日 第1430号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路三丁目900番5及び901番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路五丁目5番31号

米澤 仁志

(平成26年 9月 3日 掲 示 済)

**奈良市告示第617号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 9月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-7	平成26年 8月 1日

(平成26年 9月 3日 掲 示 済)

**奈良市告示第618号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介

護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 9月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年 6月20日 平成26年 6月20日
名称	主たる事務所の所在地		
サン薬局西大寺店	奈良県奈良市秋篠早月町9 秋篠サンパレス1-103		
株式会社関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄1丁目14-12		

(平成26年 9月 3日 掲 示 済)

**奈良市告示第619号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

り指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 9月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年 8月 1日 平成26年 8月 1日
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス・チルチル	奈良県奈良市大宮町二丁目3-4-103	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成26年 8月 1日 平成26年 8月 1日
特定非営利活動法人 アメニ ティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		
訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-7		
特定非営利活動法人 アメニ ティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		

(平成26年 9月 3日 掲 示 済)

**奈良市告示第620号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定

により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年 9月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

伊藤 貴也			
いとう接骨院・鍼灸マッサージ院(伊藤 貴也)	奈良県奈良市高天市町28番地 2	柔道整備	平成26年 8 月 1 日
伊藤 貴也			
いとう接骨院・鍼灸マッサージ院(伊藤 貴也)	奈良県奈良市高天市町28番地 2	あんま	平成26年 8 月 1 日
伊藤 貴也			
いとう接骨院・鍼灸マッサージ院(伊藤 貴也)	奈良県奈良市高天市町28番地 2	はり・きゅう	平成26年 8 月 1 日

(平成26年 9 月 3 日揭示済)

(平成26年 9 月 4 日揭示済)

**奈良市告示第621号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 9 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年 9 月 4 日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

**奈良市告示第622号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成26年 9 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成26年 9 月 4 日揭示済)

**奈良市告示第623号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 9 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オレンジ薬局 法蓮仲町店	奈良県奈良市法蓮町1095番 6	平成26年 8 月 1 日

(平成26年 9 月 5 日揭示済)

により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年 9 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第624号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 曙美		はり・きゅう	平成26年 7 月 1 日
多田針灸院（多田 曙美）	奈良県奈良市中御門町14		
山本 敏男		はり・きゅう	平成26年 7 月 1 日
やまもと鍼灸整骨院（山本 敏男）	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1-48		

(平成26年 9 月 5 日揭示済)

**奈良市告示第625号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 9 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年 9 月 6 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年 9 月 8 日揭示済)

**奈良市告示第626号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年 9 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良リハビリテーション病院	奈良県奈良市石木町800番地	平成26年 8月 1日

(平成26年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第627号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。  
平成26年 9月 8日  
奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護 てまり	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地 3 ハイッ古都101号室	株式会社てまり	平成26年 8月 1日
新	てまり	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地 3 ハイッ古都101号室	株式会社てまり	

(平成26年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第628号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。  
平成26年 9月 8日  
奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		主たる事務所の所在地	
名称			
てまり	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地 3 ハイッ古都101号室	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成26年 9月 1日
株式会社てまり	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地 3 ハイッ古都101号室		
医療法人 三谷医院	奈良県奈良市神殿町171番地の4	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年 9月 1日
医療法人 三谷医院	奈良県奈良市神殿町171番地の4		平成26年 9月 1日
GoLive訪問介護ステーション	奈良県奈良市学園大和町五丁目2番地 松本ビル103号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年 9月 1日
有限会社GoLive	大阪府堺市北区黒土町113番地の10		平成26年 9月 1日
吉田病院ショートステイ	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成26年 9月 1日
社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号		平成26年 9月 1日
あすならホーム今小路ショートステイ	奈良県奈良市今小路町29番1	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成26年 9月 1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町青木160番7		平成26年 9月 1日

(平成26年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第629号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。  
平成26年 9月 8日  
奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術者の名称	施術者の所在地		
松本 裕士		柔道整復	平成26年 3月26日
有限会社ヌーベルマギー まつもと整骨院(松本 裕士)	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目7-10		

(平成26年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第630号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。  
平成26年 9月 8日  
奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術者の名称	施術者の所在地		

松本 裕土			
咲かす鍼灸整骨院 (松本 裕土)	奈良県奈良市大宮町三丁目5番38号 アンジュ咲かす1F	柔道整備	平成26年8月28日
松本 裕土			
咲かす鍼灸整骨院 (松本 裕土)	奈良県奈良市大宮町三丁目5番38号 アンジュ咲かす1F	はり・きゅう	平成26年8月28日

(平成26年9月8日揭示済)

**奈良市告示第631号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年9月9日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年9月9日揭示済)

**奈良市告示第632号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

- 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市柚ノ川町730番地の2	奈良市柚ノ川町368番地
代表者の氏名及び住所	巽 一郎 奈良市柚ノ川町730番地の2	茶谷 隆行 奈良市柚ノ川町368番地

- 変更の年月日  
平成26年4月20日

(平成26年9月9日揭示済)

**奈良市告示第633号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年9月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 許可の年月日及び番号  
平成26年1月20日 奈良市指令都整開 第13A-47号

平成26年8月18日 奈良市指令都整開 第13A-47-1号

- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年9月10日 第1431号  
公共施設 平成26年9月10日 第670号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市石木町57番3、59番1、59番2、59番3、60番1、60番2、60番3、60番4、61番1、61番2、62番、63番1、63番2、64番1、64番2、64番3、64番4、64番5、65番1、65番2、66番、67番1、67番2、68番1、68番2、69番、70番、71番1、71番2、72番1、72番2、75番1、75番2、76番1、76番2、76番3、76番4、77番、78番、79番、80・81番合併、82番1、82番2、83番、84番、85・86番合併、87番、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、90番3、91番1、91番2、91番3、92番、93番1、93番2、93番3、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、96番3、97番1、97番2、98番、99番、100番1、100番2、101番1、101番2、101番3、101番4、102番1、102番2、103番1、103番2、103番3、103番4、103番5、104番1、104番2、105番1、105番2、105番3、106番1、106番2の一部、106番3、106番4、106番5、106番6、110・111番1合併、110・111番2合併、175番3の一部、175番4、175番5、175番6、176番1、176番2、176番3、177番1、177番2、178番1、178番2、179番、180番、181番、182番、183番1、183番2、183番3、185番1、185番3、185番4、185番5、185番6、186番1、186番2、186番3、187番、188番1、188番2、188番3、188番4、189番1、189番2、189番3、189番4、190番、191番、192番、193番1、193番2、193番3、351番2、351番3、352番1、352番2、353番1、353番2、354番1の一部、354番2、355番1、355番2、356番1、356番2、357番2、357番3、363番1、363番2、364番1、364番2、365番1の一部及び365番2(1工区)
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市石木町224番地の1  
一般社団法人 石木町ショッピングセンター地権者組合 代表理事 藤本 俊
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市石木町57番3、59番1、59番3、60番2、60番4、61番2、63番2、64番2、64番4、64番5、65番2、67番2、68番2、71番2、72番2、75番1、75番2、76番2、76番4、82番2、88番2、89番2、90番2、91番2、93番2、94番2、95番2、96番2、96

番3、101番2、103番2、103番4、105番2、106番2の一部、106番5、175番3の一部、175番5、176番3、178番2、183番2、185番3、186番2、188番2、189番2、193番2、351番2、352番2、353番2、354番2、355番2、356番2、357番2、363番2、364番2及び365番2

(2) 水路

奈良市石木町110・111番2合併、185番4、188番3及び189番3

(3) 緑地

奈良市石木町59番2、60番3、64番3、101番4、102番2、103番1、105番1、106番6、175番4、183番3、185番1、186番1及び193番3

(4) 下水道

奈良市石木町71番1の一部、71番2の一部、94番1の一部、94番2の一部、365番1の一部及び365番2の一部

(5) 防火水槽

奈良市石木町177番1の一部

(平成26年9月10日揭示済)

奈良市告示第634号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年9月10日

奈良市長 仲川元庸

1. 職員認証基盤システム機器更改事業概要

奈良市では、平成22年2月に奈良市職員認証基盤整備事業にてICカード認証システム及び資産管理システムを導入し、職員がパソコンを使用する事務作業において、職員証を兼ねたICカードによる認証強化、外部デバイスへの書き出し制限、操作ログ取得による不正操作抑止及び所有するソフトウェアと情報端末の一元管理の容易化等、大きな効果を発揮しています。しかしながらこれらのシステムは導入から約5年が経ち、リース期間の終了に伴う機器更改を実施する必要があります。

奈良市の行政系ネットワークは情報系ネットワーク、基幹系ネットワークの2系統が存在し、導入当初は両系統毎に当該システムを導入する必要がありました。しかしながら平成24年度に実施した奈良市情報系システムサーバ機器更改事業により、情報系・基幹系ネットワーク間の相互接続が可能な共用ネットワークを構築しました。本事業では共用系ネットワークに本システムを再構築することで、一元管理による運用負荷の低減及び系統毎に購入していたユーザライセンスを削減します。また、耐震性の優れた奈良市防災センターに設置した仮想化サーバ上に本システムを構築することで、業務の継続性の確保並びにハードウェア導入経費の削減を実現します。

2. 本一般競争入札に係る事業内容

(1) 事業範囲

ア. 機器等の調達

・機器等の賃貸借

・本システム利用のための5年間分のライセンス

※現在奈良市で使用しているシステムライセンスを継続使用する場合は、それに係るライセンス手続きを実施すること。

イ. 設計

作業計画、システム設計、運用設計、移行設計

ウ. 作業

機器等の設置、サーバ設定、端末設定(展開スケジュール等調整作業含む)、データ移行、環境移行等

エ. 運用保守、サポート

ハードウェア・ソフトウェア保守、運用サポート、運用マニュアル作成

(2) 本稼働の予定

平成27年2月1日

(3) 実施場所

ア. 機器設定場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所本庁舎

イ. 端末設定場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所本庁舎

奈良市八条五丁目404-1 防災センター

他 庁外施設(別紙1「設定実施場所一覧」のとおり)

(4) 奈良市職員認証基盤システム機器更改事業に係る仕様

詳細な仕様は、別添1「入札仕様書」のとおり

3. 契約方法

(1) 契約名

奈良市職員認証基盤システム機器等の賃貸借

(2) 賃貸借期間

平成27年2月1日～平成32年1月31日(60ヶ月分)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(3) 契約条項

別添2「奈良市職員認証基盤システム機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり

(4) 付帯事項

ア. 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とします。

イ. 賃貸借期間の満了、又はこの契約が解除された場合には、奈良市担当者と協議のうえ、無償にて速やかに物品を撤去することとします。

ウ. 平成27年度以降において、本契約に係る支出自算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとします。

エ. 賃貸借期間満了後ICカード並びに各ライセンスは奈良市に帰属するものとします。

以下省略

(平成26年9月10日揭示済)

奈良市告示第635号

奈良町にぎわいの家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市中新屋町5番地  
奈良町にぎわいの家
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
  - (2) 奈良町的生活文化の保存及び継承に関すること。
  - (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
  - (4) 教育機関との連携に関すること。
  - (5) 奈良町の観光案内に関すること。
  - (6) その他奈良町にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業
- 3 指定予定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市鳴川町37-4  
奈良市観光経済部奈良町にぎわい課
  - (2) 申請期間  
平成26年9月10日から平成26年10月10日まで
  - (3) 提出書類  
奈良町にぎわいの家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
    - ア 奈良町にぎわいの家指定管理者事業計画書
    - イ 奈良町にぎわいの家指定管理者収支予算書
    - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
    - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び

貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

詳細は、「奈良町にぎわいの家指定管理者募集要項」によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

電話0742-24-8936

(平成26年9月10日揭示済)

奈良市告示第636号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成26年9月10日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
太田 麻美子	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	眼科(視覚障害)	平成26年9月5日

(平成26年9月10日揭示済)

奈良市告示第637号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
前川 憲一		あんま	平成26年7月1日
株式会社フレアス(前川 憲一)	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成26年9月11日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第638号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年9月11日

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年9月11日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年9月11日揭示済)

奈良市告示第639号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年9月12日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成26年11月1日から平成30年10月31日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
①	奈良市立三笠公民館	1階エントランスホール	1.26㎡	1	122,616円

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、4年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成26年9月12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第46号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年9月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年9月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成26年9月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市鳥見町三丁目、中山町、押熊町、七条西町一丁目、法蓮町、三条大路三丁目、南紀寺町四丁目及び今市町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
鳥見第1幹線-13	奈良市鳥見町三丁目29-28	奈良市鳥見町三丁目29-29
中山幹線-77	奈良市中山町1257-2	奈良市中山町1257-2
中山幹線-78	奈良市中山町1262-11	奈良市中山町1260
押熊第2幹線-75	奈良市押熊町656-6	奈良市中山町1682-1
押熊第2幹線-76	奈良市押熊町679-74	奈良市押熊町706-2
七条幹線-100	奈良市七条西町一丁目577-18	奈良市七条西町一丁目587-24
七条幹線-101	奈良市七条西町一丁目577-8	奈良市七条西町一丁目604-8
七条幹線-102	奈良市七条西町一丁目577-4	奈良市七条西町一丁目578-6
七条幹線-103	奈良市七条西町一丁目577-8	奈良市七条西町一丁目578-5
奈良幹線-142	奈良市法蓮町396-5	奈良市法蓮町396-6
都跡幹線-343	奈良市法蓮町619-6	奈良市法蓮町620
平城幹線-24	奈良市三条大路三丁目453-1	奈良市三条大路三丁目453-7
北永井幹線-349	奈良市南紀寺町四丁目115-4	奈良市南紀寺町四丁目115-5
帯解幹線-230	奈良市今市町14-5	奈良市今市町14-5

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成26年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

- 1 入札に付する事項  
口径150耗配水管改良工事、奈良市学園朝日町～学園朝日元町一丁目地内ほか13件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年9月1日

奈良市公営企業管理者  
池田修

1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事(水間)33工区・16工区(単独)ほか2件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第49号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年9月4日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
第一環境株式会社 関西支店	代表取締役社長 岡地 雄一	大阪府大阪市淀川区西 中島六丁目8番8号	平成26年 8月26日

(平成26年9月4日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

下記物件が、奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条第1項の規定による指定要件を喪失したため、平成26年8月21日同物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので告示します。

平成26年9月3日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江 雅彦  
記

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
古文書	黒草紙・新黒双紙 附 黒草紙(宝曆三年写本) 1冊	2冊	薬師寺 奈良市西ノ京 町457	黒草紙 南北朝~ 江戸時代 新黒双紙 江戸時代

(平成26年9月3日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第32号

平成26年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3

分の1の数は、次のとおりです。

平成26年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,006人

6分の1の数 50,045人

3分の1の数 100,089人

(平成26年9月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成26年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成26年9月5日

奈良市農業委員会

農地部会長 西井 隆

- 日時  
平成26年9月12日(金) 午前9時30分
- 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
  - 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
  - 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
  - 農業経営基盤強化促進法第5条の規定による基本構想の見直しに関する意見について
  - 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
  - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(8月専決処理分)
  - 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
  - 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
  - 知事許可について(8月許可分)

(平成26年9月5日揭示済)